

米子市市税条例 (市民税の減免に関する部分を抜粋)

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
- (6) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人
- (7) 天災その他特別の事由がある者

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限(市長が認める災害を理由とするものにあつては、当該災害の発生した日以後に納期限の日が到来するものについて、納期限の日と当該災害の発生した日の翌日から起算して30日を経過する日とのいずれか遅い日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)
- (2) 年度(法人等の市民税にあつては、法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間)、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

4 前項の申告を怠った場合には、第1項の規定による減免は、これを取り消すものとする。